

「定住促進結婚祝金」のお知らせ

若い世代の結婚を祝福し、町への移住・定住を促進するため、上毛町に定住する意思のあるご夫婦に祝金を交付します。



祝金対象者

- ・平成31年4月1日以降に結婚し、結婚後3ヶ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
- ・祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること
- ※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。

祝金

いい夫婦
ご夫婦1組に対して112,200円を交付します。(1回限り)

※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)

9月の買い物バスツアー 参加者募集

～自宅の近くから商業施設まで送迎します～

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、バスツアーを中止とさせていただきます場合があります。

- 対象者 概ね65歳以上の買い物を楽しみたい方(付添の方も参加できます)
※介助を必要とせず買い物ができる方とします。
- 参加費 無料 ※送迎バス以外の費用は各自でご負担ください。
- 申し込み 電話で、氏名・住所・電話番号をお知らせください。
申込締切後、当日の迎えの時間を連絡します。



開催日	目的地	申し込み締切
9月11日(金)	フレスポくぼてんタウン (豊前市大字今市)	9月8日(火)
9月23日(水)	道の駅しんよしとみ (大ノ瀬) ゆめマート (豊前市大字岸井)	9月16日(水)
お迎え 9:00～ 買い物 10:30～11:30 送り 11:30～		

- 注意事項 当日は検温の上、マスクの着用をお願いします。
※発熱や体調不良の場合は、参加をご遠慮ください。車内での飲食や大声での会話はお控えください。

●申し込み・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)

「上毛町空き家解消事業補助金」のお知らせ

上毛町では、町内の空き家を購入し、解体後、その跡地に戸建住宅を建築した方に経費の一部を補助します。



補助対象の空き家

補助の対象となる空き家は、以下の要件すべてに該当するものです。

- ・居住の用に供されていない戸建住宅であること。
- ・延べ床面積が50平方メートル以上であること。
- ・公共事業の補償の対象となっていないこと。
- ・不動産業を営む者が営利目的として所有するものでないこと。

補助対象者

補助の対象となる方は、以下の要件すべてに該当する方です。

- ・補助対象空き家及びその敷地を売買などにより取得し、補助対象空き家を解体後申請日の属する年度の3月31日までにその跡地に戸建住宅建築工事の工事請負契約を締結する者。
- ・売買などの相手方が2親等以内の親族である場合、補助対象者としません。
- ・補助対象空き家及びその敷地の所有者であること。ただし、共有名義の場合は、全ての所有者から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
- ・補助対象者に町税などの未納がないこと。
- ・暴力団員でないこと。

補助対象工事

- ・補助対象空き家及び附属する門扉などの工作物、敷地内の樹木などを除却し、原則更地にする工事であること。
- ・解体に要する費用が50万円以上であること。
- ・建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による登録を受けた者が請け負う解体工事であること。

補助金額

解体工事費が50万円以上で補助金額は100万円を限度とします。

補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類の提出が必要です。

- ・上毛町空き家解消事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・位置図
- ・空き家の使用状況報告書(様式第3号)
- ・土地、建物などの売買契約書の写し、またはその他所有者を確認できる書類
- ・補助対象経費に係る解体工事などの見積書の写し
- ・町税などの未納がない証明書
- ・補助対象空き家の共有者の同意書(様式第4号)
- ・その他町長が必要と認める書類

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)